

「東日本大震災」で被災された方への支援について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東日本の広い範囲で甚大な被害が発生しました。
地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。
岡崎市では、東日本大震災で被災された方への支援メニューをまとめさせていただきました。

- 1 この表は、市の支援（市が直接実施するもの及び他の関係機関）の概要を一覧にまとめたものです。
- 2 支援等を申請される際は、罹災証明書／被災証明書や運転免許証などの本人確認が必要な場合があります。
事前に問合せ先へご確認ください。

被災者相談窓口
岡崎市福祉政策課 TEL0564-23-6851

発行：岡崎市 問合せ：防災課 TEL0564-23-6898

第1版：平成23年4月19日	第2版：平成23年4月25日（改訂）	第3版：平成23年5月13日（改訂）	第4版：平成23年5月19日（改訂）
第5版：平成23年5月24日（改訂）	第6版：平成23年6月17日（改訂）	第7版：平成23年6月30日（改訂）	第8版：平成23年7月21日（改訂）
第9版：平成23年8月26日（改訂）	第10版：平成23年9月6日（改訂）	第11版：平成24年4月1日（改訂）	第12版：平成25年4月1日（改訂）
第13版：平成26年4月1日（改訂）	第14版：平成27年4月1日（改訂）	第15版：平成28年4月1日（改訂）	第16版：平成29年4月1日（改訂）
第17版：平成30年4月1日（改訂）	第18版：平成31年4月1日（改訂）	第19版：令和2年4月1日（改訂）	第20版：令和3年4月1日（改訂）
第21版：令和4年4月1日（改訂）	第22版：令和5年4月1日（改訂）	第23版：令和6年4月1日（改訂）	第24版：令和7年4月1日（改訂）

被災者支援メニュー一覧

岡崎市役所の支援メニュー

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	身分証明書としてのWithカードの利用	問合せ先
1	各種証明書交付手数料の減免	東日本大震災の被災者で、岡崎市で国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されているかた又は加入されていたかた	各担当課窓口 運転免許証など本人確認できる書類が必要 東日本大震災の被災者であることをお申出ください。		【東庁舎1階】 国保年金課 収納係 Tel23-6276 医療助成室 高齢者医療係 Tel23-6841
2	児童福祉法による児童通所支援の支給	(1) 東日本大震災による「罹災証明書」の対象者（災害救助法適用市町村に限る。） ＊現時点では、罹災証明書が発行される見込の者及び被災証明書が発行された者 (2) 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者	被害の程度に応じて利用者負担額を減免	可	障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel23-6853

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
3	障害者総合支援法による障がい福祉サービス	(1) 東日本大震災による「罹災証明書」の対象者（災害救助法適用市町村に限る。） *現時点では、罹災証明書が発行される見込の者及び被災証明書が発行された者 (2) 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者	被害の程度に応じて利用者負担額を減免		障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel.23-6853
4	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給		耐用年数内の支給が可能 被害の程度に応じて利用者負担額を減免		障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 Tel.23-6867
5	移動支援		被害の程度に応じて利用者負担額を減免		障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel.23-6853
6	日中一時支援				
7	日常生活用具費支給		耐用年数内の支給が可能 被害の程度に応じて利用者負担額を減免		障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 Tel.23-6867
8	在宅重度障がい者等訪問入浴サービス		被害の程度に応じて利用者負担額を減免		
9	障害者総合支援法に基づく自立支援医療		被害の程度に応じて利用者負担額を減免		（更生医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 Tel.23-6867 （育成医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい2係 Tel.23-6180 （精神通院医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい2係 Tel.23-7674

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
10	介護保険料の減免	福島第一原発の避難・退避対象区域から、避難又は退避をするために本市に転入された被保険者（年度途中での資格取得者も含む）	申請により介護保険料を減免		介護保険課【福社会館1階】 保険料係 Tel23-6647
11	介護保険利用者負担額の減免	被災者で、本市の介護サービスを利用されるかた（ご相談ください）	介護保険利用者負担額の減免		介護保険課【福社会館1階】 給付係 Tel23-6682
12	国民健康保険料の徴収猶予	被災されて納付が困難なかた	国民健康保険料の徴収猶予制度あり		国保年金課【東庁舎1階】 収納係 Tel23-6843
13	国民健康保険料の減免	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の被災者	申請により国民健康保険料を減免		国保年金課【東庁舎1階】 資格係 Tel23-6167
14	国民健康保険一部負担金の減免等		該当する被災区域及び世帯の所得等により、病院の窓口で支払う一部負担金を当面免除		国保年金課【東庁舎1階】 給付係 Tel23-6169

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
15	後期高齢者医療保険料の減免	愛知県後期高齢者医療制度に加入された場合、 1 次のア及びイのいずれにも該当するかた ア 被災市町村に住所を有していたかた イ この地震により、次のいずれかの申し立てをしたかた ①住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者が行方不明である旨 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 ⑥原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域（平成24年4月1日以降に解除の対象となった区域を含む。）であるため、避難又は退避を行った旨 ⑦原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域（平成24年4月1日以降に解除の対象となった区域を含む。）の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨 ⑧特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が、20mSvを超えると推定されるところとして特定した住居いう。平成24年4月1日以降に解除の対象となった地点を含む。）に居住しているため、避難を行っている旨 2 被保険者の収入が、事業の休止等により著しく減少したかた	・申請により1の場合は、次の期間の月割保険料額の全額を減免 ・期間 （1）旧緊急時避難準備区域・平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点の2つ区域等（以下「旧緊急時避難準備区域等」という。）に住所を有していた者のうち、世帯に属する被保険者について、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に属する者は、平成23年3月から平成26年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （2）平成26年度に指定が解除された旧避難指示準備区域・特定避難勧奨地点の2つの区域等（以下「旧避難指示解除準備区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から平成27年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （3）平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から平成28年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （4）平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の2つの区域（以下「平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から平成29年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （5）令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部（以下「令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から令和2年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （6）令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から令和5年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （7）令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に住所を有していた上位所得層に属する者は、平成23年3月から令和6年9月までの月割保険料額の全部を減免する。 （8）平成26年までに指定が解除された旧緊急時避難準備区域・旧避難指示解除準備区域・特定避難勧奨地点に住所を有していた者（上位所得層に属する者を除く。）は、平成23年3月から令和5年3月までの月割保険料額の全部及び令和5年度相当分の月割保険料額の半分の減免する。 （9）平成27年中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に住所を有していた者（上位所得層に属する者を除く。）は、平成23年3月から令和6年3月までの月割保険料額の全部及び令和6年度相当分の月割保険料額の半分の減免する。 （10）平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等・令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等・令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域・令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（上位所得層に属する者を除く。）及び帰還困難区域に住所を有していた者は、平成23年3月から令和7年3月までの月割保険料額の全部を減免する。 （11）東日本大震災による被災区域（警戒区域・計画的避難区域・旧緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点の4つ区域等以外）に住所を有していた者は、平成23年3月から平成24年9月までの期間の月割保険料額全部を減免する。 ただし、イ③については、主たる生計維持者の行方が明らかとなった日の属する月まで期間とし、イ⑥については、屋内への退避指示の解除対象となった場合であっても平成24年9月までの期間とする。		医療助成室【東庁舎1階】 高齢者医療係 Tel.23-6841

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
16	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	愛知県後期高齢者医療制度に加入された場合、住宅、家財などに著しい損害を受けた方又は、被保険者の収入が、事業の休廃止等により著しく減少した方	保険料を一時に納めることができない場合、申請により6ヶ月以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険料を分割して納付が可能		医療助成室【東庁舎1階】 高齢者医療係 Tel.23-6841

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
17	後期高齢者医療一部負担金の免除	愛知県後期高齢者医療制度に加入された場合、 1 次のア及びイのいずれにも該当するかた ア 被災市町村に住所を有していたかた イ この地震により、次のいずれかの申し立てをしたかた ①住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者が行方不明である旨 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 ⑥原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域（平成24年4月1日以降に解除の対象となった区域を含む。）であるため、避難又は退避を行った旨 ⑦原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域（平成24年4月1日以降に解除の対象となった区域を含む。）の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨 ⑧特定避難勧奨地点（原子力災害対策別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が、20mSvを超えると推定されるとして特定した住居いう。平成24年4月1日以降に解除の対象となった地点を含む。）に居住しているため、避難を行っている旨 2 被保険者の収入が、事業の休止等により著しく減少したかた	・申請により「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を交付し、次の期間について医療機関等の窓口で支払う一部負担金を免除 ・期間 （1）旧緊急時避難準備区域・平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点の2つ区域等（以下「旧緊急時避難準備区域等」という。）に住所を有していた者のうち、世帯に属する被保険者について、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に属する者は、資格取得日から平成26年9月30日までとする。 （2）平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域・特定避難勧奨地点2つ区域等（以下「旧避難指示解除準備区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、資格取得日から平成27年9月30日までとする。 （3）平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域住所を有していた上位所得層に属する者は、資格取得日から平成28年9月30日までとする。 （4）平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の2つの区域（以下「平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、資格取得日から平成29年9月30日までとする。 （5）令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部（以下「令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等」という。）に住所を有していた上位所得層に属する者は、資格取得日から令和2年9月30日までとする。 （6）令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域に住所を有していた上位所得層に属する者は、資格取得日から令和5年9月30日までとする。 （7）旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等・令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等・令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域・令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域に住所を有していた者（上位所得層に属する者を除く。）及び帰還困難区域に住所を有していた者は、資格取得日から令和6年2月29日までとする。 ただし、上位所得層の判定は月毎に行うものとする。 （8）東日本大震災による被災区域（警戒区域・計画的避難区域・旧緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点の4つの区域等以外）に住所を有していた者は、資格取得日から平成24年9月30日までとする。 （9）入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額、療養費の一部負担金相当額は、資格取得日から平成24年2月29日までとする。 ただし、イ③については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間とし、イ⑥については、屋内への退避の指示の解除の対象となった場合であっても平成23年6月30日まで該当するものとする。		医療助成室【東庁舎1階】 高齢者医療係 TEL23-6841

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
18	定期予防接種の実施	被災により、居住地である市町村において予防接種を受けることが困難な方	該当する定期予防接種券の交付		ワクチン接種推進室 【げんき館2階】 予防接種係 Tel23-6714
19	3～4か月児健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある3～5か月児	3～4か月児健康診査を受診しておらず、住民票のある市町村で災害により健診を実施していない、または健診費用の払い戻し制度がない場合、健康診査実施依頼書の提出を受けて健康診査を実施。		健康増進課【げんき館2階】 こども健診係 Tel23-6084
20	1歳6か月児健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある1歳6か月～2歳未満の児	1歳6か月児健康診査を受診しておらず、住民票のある市町村で災害により健診を実施していない場合、健康診査実施依頼書の提出を受けて健康診査を実施。	可	
21	3歳児健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある3歳児	3歳児健康診査を受診しておらず、住民票のある市町村で災害により健診を実施していない場合、健康診査実施依頼書の提出を受けて健康診査を実施。	可	
22	母子健康手帳の交付・再交付	(1) 災害救助法適用地域に住民票があり、岡崎市へ妊娠届出書を提出された方 (2) 災害救助法適用地域に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けていたが災害により紛失された方	母子健康手帳の交付・再交付		こども家庭センター【福祉会館3階】 母子相談1係 Tel23-7683
23	妊産婦の相談	災害救助法適用地域に住民票がある妊産婦	産婦人科医療機関の紹介 妊娠中及び出産後の健康相談（電話、訪問）	可	
24	妊婦健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある妊婦	住民票のある市町村で、健診費用の払い戻し制度が無い場合、妊婦健康診査受診票交付申請書の提出を受けて、受診票を交付。		

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
25	小児慢性特定疾病医療給付 (児童福祉法)	(1) 東日本大震災による「罹災証明書」の対象者（災害救助法適用市町村に限る。） *現時点では、罹災証明書が発行される見込の者及び被災証明書が発行された者 (2) 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者	災害により、受給者証にある指定医療機関において受診等ができなくなった場合は右記の窓口まで相談 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた医療費支給認定保護者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。 また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。		健康増進課【げんき館2階】 成人・難病支援係 Tel23-6069
26	養育医療給付（母子保健法）	(1) 東日本大震災による「罹災証明書」の対象者（災害救助法適用市町村に限る。） *現時点では、罹災証明書が発行される見込の者及び被災証明書が発行された者 (2) 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者 2. 東京電力株式会社等による計画停電の影響で契約医療機関での受診が困難となった者	災害により、受給者証にある指定医療機関において受診等ができなくなった場合は右記の窓口まで相談		こども家庭センター 【福祉会館3階】 母子相談1係 Tel23-7683
27	下水道使用料の徴収猶予	被災者及び被災者受入世帯	下水道使用料を一時的に納めることができない場合、1年以内の期間に限り支払猶予が可能となります。	可	岡崎市上下水道局サービス課 【西庁舎6階】 お客様料金係 Tel23-6450
28	水道料金の徴収猶予	被災者及び被災者受入世帯	水道料金を一時的に納めることができない場合、1年以内の期間に限り支払猶予が可能となります。	可	岡崎市上下水道局サービス課 【西庁舎6階】 お客様料金係 Tel23-6450
29	就学援助費の支給	被災により経済的に困りの小中学校の児童生徒	就学援助費の受給申請により給食費、新入学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部などを援助する。		教育委員会学校指導課 【福祉会館4階】 学事保健係 Tel23-6425

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
岡崎市避難者支援サービス「Withカード」を提示いただければ、次のサービスが受けられます。					
30	岡崎城	Withカード所持者	岡崎城公園内にある「岡崎城」の入館料が無料になります。Withカードを御持参のうえ、岡崎城へお越しください。 内部は歴史資料室となっており、5階展望室から三河平野を一望できます。 開館時間／9時～17時（入館は閉館30分前まで） 休館日／12月29日～12月31日		岡崎城 Tel.22-2122
31	三河武士のやかた家康館	Withカード所持者	岡崎城公園内にある「三河武士のやかた家康館」の入館料が無料になります。Withカードを御持参のうえ、三河武士のやかた家康館へお越しください。 郷土の英傑徳川家康公と家康公を支えた三河武士団を紹介しています。 開館時間／9時～17時（入館は閉館30分前まで） 休館日／12月29日～12月31日		三河武士のやかた家康館 Tel.24-2204
32	岡崎市美術博物館	Withカード所持者	岡崎市美術博物館で行っている企画展示の観覧料が無料になります。Withカードを御持参のうえ、岡崎市美術博物館へお越しください。 年間を通して幅広い分野の展覧会を開催しています。 場所／高隆寺町（岡崎中央総合公園内） 開館時間／10時～17時（入館は閉館30分前まで） 休館日／月曜日（祝日の場合はその翌平日）、年末年始（12月28日～1月3日）		岡崎市美術博物館 Tel.28-5000

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
33	おかざき世界子ども美術博物館	Withカード所持者	おかざき世界子ども美術博物館の観覧料が無料になります。Withカードを御持参のうえ、おかざき世界子ども美術博物館へお越しください。 「親子造形センター」を併設。親子で美術鑑賞や創作活動を行うことができる施設です。 場所／岡町 開館時間／9時～17時（入館は閉館30分前まで） 休館日／月曜日（祝日の場合はその翌平日）、祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月3日）		おかざき世界子ども美術博物館 Tel53-3511
34	本の貸出証	Withカード所持者	図書貸出証を発行します。Withカードを御持参のうえ、図書館交流プラザ・Libra（りぶら）内中央図書館受付カウンターへお越しください。 場所／康生通 開館時間／9時～21時 休館日／水曜日（祝日の場合は開館）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理休館日（6日程度） 貸出期間／14日間（1人図書・雑誌10冊、視聴覚資料5点まで）		中央図書館 図書館交流プラザ・Libra （りぶら） Tel23-3111
35	岡崎げんき館	Withカード所持者	岡崎げんき館のプール・トレーニングジム・フィットネススタジオが無料で利用できます（中学生未満の方はトレーニングジム・フィットネススタジオの利用はできません）。 Withカードを御持参のうえ、岡崎げんき館2階健康づくりゾーンの受付へお越しください。 25m温水プール、リラクゼーションプール、屋外ジャグジー、最新の機器を備えたトレーニングジム室などがあります。 場所／若宮町 開館時間／9時～21時30分 休館日／第4月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）		岡崎げんき館 Tel21-1230

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
36	岡崎市体育館	Withカード所持者	岡崎市体育館のトレーニング室が無料でご利用できます（中学生以下のお子様はトレーニングジムの利用はできません）。Withカードを御持参のうえ、受付へお越しください。 場所／六名本町 開館時間／9 時～21時 休館日／毎週火曜日(祝日の場合は翌日以後の最初の平日) 及び年末年始（12月29日～1月3日）		岡崎市体育館 Tel53-1811
37	岡崎中央総合公園	Withカード所持者	岡崎中央総合公園のトレーニング室が無料でご利用できます（中学生は利用機種の制限があります。小学生以下のお子様はトレーニングジムの利用はできません）。Withカードを御持参のうえ、トレーニング室受付へお越しください。 場所／高隆寺町 開館時間／9 時～21時 休館日／毎週月曜日(祝日の場合は営業) 及び年末年始（12月28日～1月3日）		岡崎中央総合公園 Tel25-7887
38	粗大ごみ戸別収集	Withカード所持者	粗大ごみ戸別収集の収集料金が無料になります。受付は電話予約になります。粗大ごみ受付センターへ、Withカードを所持している旨伝えてください。 収集依頼の物品数は、1 回につき5個または収集料金5,400円分までとします。また、家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン）については、あらかじめ自己負担で家電リサイクル券を購入してください。なお、資源有効利用促進法に基づきパソコンについては対象外とします。		粗大ごみ受付センター Tel22-2000

No.	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	身分証明書としてのWithカードの利用	問 合 せ 先
関係機関の支援メニュー					
39	必要な支援を受けるための 情報提供・法的トラブルの お問合せ	災害に関連する問題でお困りのか た	災害に関するお問合せについて、法制度の紹介や被災されたかたの問題解決に役 立つ相談窓口等の情報を提供 【利用方法】 予約不要、無料 【受付時間】 月～金曜日：9時～21時 土曜日：9時～17時 （日・祝日・年末年始を除く毎日）		法テラス災害ダイヤル Tel.0120-078-309
40	弁護士・司法書士による無 料法律相談	経済的に余裕のないかた ※ご利用いただくには要件があり ます。	法的トラブルに関する弁護士・司法書士による法律相談 【利用方法】 要予約 無料で、同一案件3回までご利用いただけます。 相談日はおって調整させていただきます。 【受付時間】 月～金曜日：9時～17時 （土・日・祝日・年末年始を除く毎日）		法テラス三河 Tel.050-3383-5465
41	弁護士・司法書士費用の立 替え	経済的に余裕のないかた ※ご利用いただくには要件があり ます。	法的トラブルを解決するために必要な弁護士・司法書士費用を無利息で立替え 【利用方法】 法テラスによる審査が必要です。 立替えた費用は、原則、月額5,000円～10,000円程度の分割でご返済いた だきます。 【受付時間】 月～金曜日：9時～17時 （土・日・祝日・年末年始を除く毎日）		
42	就労サポート	求職中のかた	生活相談、職業相談、職業紹介、職業検索端末機による就労情報の提供		岡崎市就労サポートセンター Tel.23-6927